

包括外部監査の結果に基づき
知事が講じた措置の通知内容

平成17年11月

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、東京都知事から通知があったので、通知内容を次のとおり報告する。

平成17年11月22日

東京都監査委員	樺	山	たかし
同	土	屋	たかゆき
同	三	栖	賢 治
同	筆	谷	勇

目 次

頁

第1 報告の内容

平成13年度包括外部監査結果に基づき講じた措置（総括表）	1
平成13年度包括外部監査	
1 試験研究機関の管理運営について	
財団法人東京都老人総合研究所	2
財団法人東京都医学研究機構	3
産業労働局（皮革技術センター）	4
産業労働局（食品技術センター）	4
産業労働局（畜産試験場）	5
産業労働局（水産試験場）	6
3 監理団体の経営管理について	
東京都道路公社	7
財団法人東京港埠頭公社	8
平成12年度包括外部監査結果に基づき講じた措置（総括表）	9
平成12年度包括外部監査 その1	
1 都立の大学の経営管理について	
公立大学首都大学東京（旧都立大学）	10
公立大学首都大学東京（旧都立保健科学大学）	10
公立大学首都大学東京（大学共通事項）	11
公立大学首都大学東京（提言）	13
平成12年度包括外部監査 その2	
1 東京都における交通事業の経営管理について	
交通局	14
東京地下鉄株式会社	16
東京臨海高速鉄道株式会社	17
多摩都市モノレール株式会社	17
都市整備局（提言）	19
株式会社ゆりかもめ	20
2 財産管理について	
環境局	21

産業労働局	2 2
都市整備局	2 2
建設局	2 3
平成 1 1 年度包括外部監査に基づき講じた措置（総括表）	2 5
平成 1 1 年度包括外部監査	
1 東京都の経営する病院の管理について	
病院経営本部	2 6
福祉保健局（東京都老人医療センター）	2 9
2 土地（未利用地）の管理運営について	
財務局	3 1
3 公の施設等の管理について	
財務局	3 3
財団法人東京都歴史文化財団（江戸東京博物館）	3 4
株式会社東京国際フォーラム	3 5
財団法人東京都歴史文化財団（東京都現代美術館）	3 6
株式会社東京ビッグサイト	3 6
4 出資団体の経営管理について	
東京都住宅供給公社	3 7
東京臨海熱供給株式会社	3 8

第1 報告の内容

平成13年度包括外部監査結果に基づき講じた措置

テ ー マ	指摘・意見数			
	(A)	通知済のもの (B)	今回通知 するもの (C)	差 引 残 (A)－(B)－(C)
試験研究機関の管理運営について	92	82	8	2
中央卸売市場の経営管理について	12	11	0	1
監理団体の経営管理について	28	23	5	0
合 計 (5 提言を含む)	132	116	13	3

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
110	61	意見	研究所のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算、人事については東京都の所管局が実質的に管理しているが、福祉局においては規制や指導監督を緩和し、財団の独自性・自主性を尊重する一方、研究内容・成果に対する評価や費用対効果の検証を厳しく実施していくべきである。財団の方でも、研究テーマ別原価を計算し、それを根拠に都に補助金（予算）要求するような体制作りが必要である。 ・ また、理事の構成比を改善するとともに経営的感覚のある人物を選任する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉局において、平成14年度に学識経験者等外部委員を招いて研究所のあり方を検討し、研究ビジョンの明確化とその具体化のための研究改革の方向性を示した提言を受けた。 研究所では、この提言を受けて、研究改革に取り組み、外部評価等により研究成果の都民還元や費用対効果の検証を行い、平成17年4月より、研究ビジョンの実現を効率的に目指すコア研究体制に移行した。 さらに、平成14年度決算より、研究テーマ別原価計算を行っている。これにより、各職員のコスト意識の徹底が図られ、研究者自らができるだけ補助金に頼ることなく、支出を削減し外部資金を他の機関から獲得するという意識が醸成された。その結果、外部資金の増額を行い、研究費の中に占める補助金額の削減を図るなど、よりコスト意識に根ざした効率的な予算要求体制を構築することができた。 具体的には、外部資金の獲得額は、平成12年度の168百万円から平成16年度は288百万円となり、研究所の支出に対する都補助金の占める割合も、平成12年度の94%から、平成16年度は87%となっている。都補助金の額も、平成12年度の2,640百万円から、平成16年度は1,904百万円に削減をしている。 ・ 現財団（財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団）における理事のうち都関係者は、10人中1人で比率は10%である。また、評議員、理事には民間団体等の経営的感覚のある人材も選任している。

平成13年度包括外部監査

1 試験研究機関の管理運営について

[(財)東京都老人総合研究所]

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
114	64	意見	研究員の身分について	<p>研究テーマの弾力的選定・変更、研究員のモチベーション、効果的な人員合理化等の観点から期限付流動研究員の積極的採用が必要である。</p> <p>また、都の給与水準を基準に固有職員の給与水準も決定するという従来からの慣行も見直す必要がある。</p>	<p>優秀な人材の確保、研究水準の向上、活性化等を図るため、研究所独自の任期付固有研究員制度を平成16年度に導入、研究チームリーダーを担う人材を内外から広く公募し、平成17年1月に採用した。さらに 4月以降 5人の任期付固有研究職員を採用している。</p> <p>また、任期付固有研究員制度導入の際、給与水準については、都だけでなく、民間団体等の水準も考慮するとともに、業績を反映させた複数賃率表を設定するなど、財団独自の給与体系を構築した。</p>

平成13年度包括外部監査

1 試験研究機関の管理運営について

[(財)東京都医学研究機構]

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
66	14 (2)	指摘	<p>研究課題評価の実施要領の作成について</p> <p>(2) 評価結果公表内容を明確化すべきもの</p>	<p>現行の規定では、評価結果の公表が具体的に示されていないため、公表内容が不明確である。①政策評価の実施要領、②具体的な運営の方針、③評価結果、④企画立案への反映状況、⑤措置状況について、評価結果等の公表内容を再検討すべきである。</p>	<p>研究評価については、平成14年度に統一指針を定め、その中で具体的評価手法など公表すべき内容を定めている。</p> <p>平成17年度からは、これまでの研究所別の研究体制から、都民ニーズに対応した研究をより効果的・効率的に推進するため、医学研究機構全体として取り組むべく新たなプロジェクト研究体制に再編し、研究を進めている。</p> <p>平成16年度に行った、この新たなプロジェクト研究にかかる事前評価については、この統一指針に基づき、その評価結果を財団ホームページで公表している。</p>

平成13年度包括外部監査

1 試験研究機関の管理運営について

[産業労働局（皮革技術センター）]

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
65	14 (1)	指摘	<p>研究課題評価の実施要領の作成について</p> <p>(1) 統一的研究課題評価要領を作成すべきもの</p>	<p>試験研究評価部会（外部評価）と場幹部会（内部評価）による試験研究の評価制度を試験研究課題評価制度として、統一的に捉えるべきであり、試験研究課題の評価に関する統一の実施要領を作成すべきである。</p>	<p>外部評価は東京都立皮革技術センター研究評価部会運営要領に基づいて平成13年度から制度的に実施している。</p> <p>内部評価については、進行管理と併せて試験研究課題の評価を行ってきたが、平成17年度から試験研究評価部会（外部評価）と連携を取った実施要領を作成し、内部・外部一体となった制度的な評価体制に基づき実施する。</p>

平成13年度包括外部監査

1 試験研究機関の管理運営について

[産業労働局（食品技術センター）]

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
48	1 (2)	意見	<p>評価のための費用集計方法について</p> <p>(2) 試験研究機関課題別研究費に係る管理システムの構築について</p>	<p>研究費予算を研究課題ごとに管理するためには、財務会計システム以外に別個のシステムを構築する必要がある。研究所がパソコンソフト等を利用してシステムを構築することによって、試験研究課題別の原価計算に対応し得る管理システムが要求される。</p>	<p>会社の経理システムによる処理以外に、研究課題ごとの会計システムを16年度に新たに構築し、管理を行っている。</p> <p>課題ごとのコストが明確化されたことにより、研究員のコスト意識が高まった。</p>

平成13年度包括外部監査

1 試験研究機関の管理運営について

[産業労働局（食品技術センター）]

報告書	番号	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要
81	30	意見	東京都中小企業振興公社との関係について	<p>都は、公社へ、センターの管理運営を委託しているが、開放試験室の利用承認等、公社への委託から除外されているものもある。効率的な執行体制の確保及び公社の全体の事務の効率化を図る方法を検討されたい。</p>	<p>現在は、秋葉原庁舎の建物管理を含む食品技術センター（以下「センター」という。）の運營業務は、条例により財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）が「管理受託者」として位置づけられていた。</p> <p>しかし、地方自治法の改正に伴い、平成18年度からセンターに指定管理者制度が導入されることに伴い、平成17年4月の条例改正により、公社による管理業務が平成17年度末で終了する。平成18年度からは、センターの運營業務については指定管理者が一括して取り扱い、秋葉原庁舎の建物管理業務は指定管理者の業務には含まれないこととなる。このことにより、センターにおける効率的な事業執行体制が確保され、公社の執行体制も簡素かつ効率的な体制となる。</p>

平成13年度包括外部監査

1 試験研究機関の管理運営について

[産業労働局（畜産試験場）]

報告書	番号	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要
86	38	意見	Tokyo-X豚の種豚供給コストについて	<p>Tokyo-X豚の種豚供給事業の採算性を試算したところ2万頭市場流通体制に到達しても、事業コストを回収するに至らないとの結果を得た（回収不能コスト推計：2千万円）首都圏全域を対象とした広域的な生産・販売体制を整えるなどして、収支が均衡するような生産・販売計画を作成し、実施されたい。</p>	<p>① 平成14年度から、種豚の供給コストを10%程度削減するため、育成率や生存率等を向上させる研究を進めている。</p> <p>② 平成14年度に、行政・普及機関等との検討会を開催し広域的な生産・販売体制を強化していく方策を取りまとめ、平成16年度から都外農家への配付を行った。</p> <p>③ 農家への販売価格を平成16年度に引き上げ、収支の改善にも努めている。（雄豚55,000円⇒65,000、雌豚37,000円⇒40,000円）（出荷肉豚頭数）平成13年度3,274頭、平成14年度4,096頭、平成15年度5,153頭、平成16年度5,653頭</p>

報告書	番号	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要
91	45 (3)	意見	今後の検討課題について (3) 本場の立地場所の検討について	水産試験場本場は、施設面の制約から海産魚病等の研究のための十分な研究体制をとれない状況にあるため、移転について、組織のあり方を含めて検討されたい。	平成17年4月に、水産試験場と島しょ地域の農業関係試験研究機関及び改良普及センターを組織再編し「島しょ農林水産総合センター」を設置し、島しょの農林水産業の一体的な振興を図ることとした。 このため、内地の試験研究部門及び農業改良普及部門、更に国や他県の研究機関との密接な連携・協力が不可欠となったことから、事業運営に支障を来すことのないよう、旧水産試験場の本場を島しょ農林水産総合センター本所の最適な立地場所として定めたところである。

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
15	ア (ウ)	提言	開業後の定期的な事業計画・償還計画の見直しの仕組みづくりについて	<p>① 一定期間ごとに交通量実態や収入状況等に基づき事業計画や償還計画を見直せるような仕組みを制度化すること。</p> <p>② 料金徴収期間を道路の耐用年数の範囲内で延長すること。</p> <p>③ 用地費元本については償還対象経費から除外すること等を検討されたい。</p>	<p>制度の見直しについては、都や他の道路公社と協議の上、全国組織の活用を図るなど国に対し、事業計画に係る料金徴収期間の延長や、償還計画に係る償還期間の延長等について、毎年積極的に要望してきた。その結果、事業計画に係る償還期間の延長等については、15年度に実現したが、償還計画に係る償還期間の延長等については、実現していない。引き続き、要望活動を実施していく。</p> <p>また、15年度には、有料道路の予測交通量や長期修繕計画の見直しを行い、併せて維持管理経費の削減や公社用地についての用地費相当額を都から受け入れるなど、経営改善に努めている。</p>
16	イ	提言	橋及びトンネルなどのインフラ資産の評価方法について	<p>インフラ資産の評価額を正しく示すためには、減価償却後再調達価格などで評価し、情報提供する必要がある。</p>	<p>有料道路資産は、国の通達により、減価償却しない旨定められている。平成15年度、国に対し、減価償却を含めた評価方法の見直しについて打診したが、「現時点では減価償却すべき資産とは考えていない」との回答を得た。当面、国のインフラ資産の評価方法の動向を見守っていく。</p>
11	(2) カ	意見	公営企業金融公庫借入金の高利率分の繰上償還について	<p>公営企業金融公庫からの借入金には、高利息で借り入れているものがあり、公社は国及び公営企業金融公庫に対して繰上償還の要望を行っているが、今後も更に低利率の借入金へ借換えの実現に努力されたい。</p>	<p>これまで毎年、都や道路公社の全国組織とともに連携を図り、国及び公営企業金融公庫に対し、繰上償還に係る制度改正を強く要望してきた。しかし、現在のところ実現していないため、引き続き要望していく。</p>

平成13年度包括外部監査

3 監理団体の経営管理について

[財東京港埠頭公社]

報告書	番号	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要
39	サ	意見	無利子貸付金の償還方法について (港湾事業資金収益回収特別貸付金事業会計)	青海埠頭第2バースは国及び都からの貸付金を財源に建設したものであるが、その償還については国に返済後、都への償還を開始することになっている。しかし、都への償還についても、資金的に余裕が生じた時点のその範囲内で繰上償還される方向で検討されたい。	今後の資金収支を見据えながら、引き続き東京都と調整を進めていく。
45	チ	意見	恒常的に赤字を計上する収益事業について (収益事業会計)	「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」によれば、公益法人が行う収益事業が恒常的に赤字である場合は、その事業を中止すべきであるとされている。公社が収益事業として実施しているボードセーリング事業は、平成5年度以来継続してこの事業の収入が、業務費を下回っており、赤字が恒常化している現状を踏まえ、収益性の向上等について都と検討されたい。	ボード置場を他のマリンスポーツへ転用するため、平成14年度より、利用者のボードをボード保管庫の1/4区画へ移動させた。この実績を踏まえ、ボードセーリング事業は、平成16年度は使用実態に合わせた利用料金となり、決算において黒字転換を図ることができた。 また、ボード保管庫の転用については、都と協議の結果、平成17年2月14日付16港臨公第92号「お台場海浜公園ボード保管庫の今後の取扱いについて」により今後の方針が示され、公社としては、この方針に基づき、お客様との調整を進めながら施設の有効利用を図っていく。

平成12年度包括外部監査結果に基づき講じた措置

テ ー マ	指摘・意見数			
	(A)	通知済のもの (B)	今回通知 するもの (C)	差 引 残 (A)－(B)－(C)
都立の大学の経営管理について	65	54	11	0
東京都における交通事業の経営管理について	56	39	17	0
財産管理について	8	3	5	0
合 計	129	96	33	0

平成12年度包括外部監査 その1

1 都立の大学の経営管理について

[公立大学法人首都大学東京 (旧都立大学)]

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
40	28 (1)	指摘	研究活動に係る自己点検・評価を実施すべきもの	都立大学自己点検・評価委員会規程の趣旨に従い、各学部や研究科の研究活動について自己点検・評価を早急に実施されたい。	平成17年度、大学の法人化に伴い、法人は都が示す中期目標に基づき策定した中期計画による年度計画の業務について、毎年度、都の評価委員会の評価を受けることとなった。これに対応して、法人内部においても、中期計画の実現に向け、平成18年度早期に各部局・法人の自己点検・評価を実施できるように、自己点検・評価制度を確立していく。研究活動もこの枠組みに基づき、自己点検・評価を実施していく。
46	35	意見	寄宿舍寄宿料の金額設定基準の見直し及び設備維持費等の徴収について	都立大学寄宿舍の寄宿料は国立大学の学生寮の月額費を準用し、月額3,300円となっている。寄宿舍の寄宿料に係る金額設定基準について再検討されたい。	平成17年度における寄宿料の料額は、①大学の法人化を円滑に進めていくため、寄宿料等各種料金については、当面、値上げしない方針としたこと、②優秀な学生の確保(特に地方出身の学生)のためには、他の大学に比して著しく高額な設定をすることは、必ずしも適当ではないことなどから、前回料金改定時の4,700円(国準拠)とした。 今後、法人は経営状況も踏まえて、都が認可した料金の上限額の範囲内で料額設定を検討していく。

平成12年度包括外部監査 その1

1 都立の大学の経営管理について

[公立大学法人首都大学東京 (旧都立保健科学大学)]

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
23	10 (2)	指摘	施設整備の大規模修繕計画及び取替更新計画を策定すべきもの	現在、施設整備に係わる長期的な大規模修繕計画は策定されていない。教育に必須の設備に対する修繕を省略すれば本来の保有目的の達成に支障が生じることになる。 長期的観点に立って施設整備の大規模修繕計画及び取替更新計画を早期に策定されたい。	平成16年度に大学管理本部において長期保全計画を作成したところである。今後はこの計画を基にし、法人として長期的な視点に立った施設整備計画の策定に取り組んでいくこととする。

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
9	1 (1)	指摘	大学事業の収支構造の改善を図るべきもの	都の大学事業は大幅な赤字経営事業となっている。大学は都民に対し、運営の実状や成果に対する説明責任を果たし、「収支構造の抜本的な改善による効率的な大学経営」を実現していく必要がある。	平成13年度から、大学の収支構造の抜本的改善に向けて、外部資金の受入柔軟化のための規則改正、授業料等の改定、職員組織の簡素化、経常的経費の削減等に取り組んできた。 また、平成17年度に設立した公立大学法人に大学の運営を移管していく中で、発生主義会計の導入や財政運営の弾力化に取り組み、予算に柔軟性を持たせ、コスト削減を可能にする制度の整備を図った。さらに、受託研究費などの外部資金の受入、財産の有効活用等の自己財源の拡充などに取り組むとともに、財務諸表等の公開などを通じて、都民に対する説明責任を果たしていく。
21	7 (3)	意見	研究成果を活用して起業する教員に対する融資制度等の創設について	教員が起業する場合に、企業経営等のノウハウ等を援助する仕組みを構築することを検討されたい。	社団法人TAMA産業活性化協会や多摩中小企業振興センター、東京都商工会連合会と連携して教員を対象とした特許セミナー、産学交流会を開催する他、知的財産取扱規程、知的財産ポリシーを策定し、教員への知的財産活用の普及啓発活動を積極的に行った。特に都立大学発ベンチャー2号となった会社設立に関しては、技術シーズ調査や国内外の競合調査等創業準備期より相談に応じた。平成17年度の法人化に伴い、今後更なる首都大学発ベンチャーの創出が期待されるため、創業準備期・会社設立・営業開始等の成長ステージに応じ、経営（シーズ調査、事業リスク、製品開発計画）、財務（資金調達、技術価値評価）、法務（知財戦略、ビジネス契約）に関する判定、サポート体制を他機関とのネットワーク構築により順次整備していく。
21	7 (4)	意見	外部資金の導入の促進について	外部資金の円滑な導入に向けて対応策を検討されたい。	様々な様相を見せ、時々刻々と変化する産学連携を取り巻く制度的・法的実務環境に対し、全学共通の問題として提案を行い、機動的な制度設計を行なうため、制度の法制上の根拠を明確化するとともに、関連手続、規程、書式の整備、マニュアル化を図った。これらの基本となる産学公連携ポリシーを作成するとともに、外部資金に関する情報提供をホームページ、産学ニュース等で行った。平成17年度より外部資金導入に関する適正かつ柔軟な運用を可能とするため、中核機関としての体制整備を行うなどの基盤整備に積極的に取り組んでいく。

報告書	番号	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要
24	11 (1)	指摘	備品管理の金額基準の見直し及び実地棚卸を実施すべきもの	4大学の備品に対して統一的に適用すべき金額基準の見直しについて関係部局に働きかけるとともに、その棚卸実施基準の整備について検討されたい。	平成16年度においては、新大学への移行に伴い備品の譲渡を行う関係から、各大学に対し現物照合の徹底を指示した。今後、法人においても毎年度の実査が規定されており、引き続き、確実な実施を指示する。
31	14	指摘	リース資産の導入か資産購入かについての判断基準を設定すべきもの	リース資産導入か資産購入かについての総合的判断基準を関係部局と協議して設定されたい。	平成17年4月の法人化後、資産導入に係る総合的判断基準（一般基準・特例基準）を定め、法人内の各経理事務管理者に周知している。
45	34	意見	休学者に対する学籍管理料の徴収について	休学者に対しては、期の初日から休学した場合には授業料が免除されているが、休学者に対しても学生証の交付や学籍の維持管理のためのコストが生じているため、学籍管理料を徴収することを検討されたい。	大学の法人化に際して検討を行い、以下のとおり結論を得た。 学籍の維持管理等に経費がかかっているのは事実であり、それを原因者である学生から料金という形で徴することは受益者負担の原則にかなったことといえるが、 ① 休学者に対して生じるコストは、学生証の発行、学籍の維持管理のためのシステム上の処理経費など徴々たるものであること、 ② その経費の性質上、一人当たりの料金を設定することは困難であること、 ③ 料金徴収は、システムの改変作業を含め、事務作業の煩雑化をもたらすこと、 ④ 他の国公立大学でも学籍管理料は徴していないこと、 ⑤ 休学は学生のやむをえない事情による選択であることなどから、得られる利益が極めて小さく、大学経営の観点から、法人においては学籍管理料の徴収は行わないこととした。
50	40	意見	大学全体における情報システムの管理及び情報化計画の策定について	大学の情報システム全体に対する管理担当部署が存在していない。大学のシステム全体についても各種検討を行う仕組みを設ける必要がある。	平成17年4月に都立の4大学が統合され、新たに公立大学法人首都大学東京が設置された。新法人においては、大学の情報システム全体に対する調整を行う部署として総務部総務課に情報係が設けられた。

報告書	番号	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要
60	3 (2)	提言	大学の統合等について（都立の大学について）	都立の4大学を統合して、統一された意思決定によって、大学事業を行うことにより、経済性若しくは効率性が図れるものと考え。早急な統合は無理であるとすれば、可能な事項からの共同の検討と他の公立大学との連合を視野に入れるべきではないかと考える。	平成17年4月に、従来の都立4大学を再編・統合し、新たに首都大学東京を開学し事務局を一元化した。 また、新大学の運営主体として、公立大学法人首都大学東京を設置し、学長のほかに経営を担う理事長を置くことにより、経営的な視点を導入して、効率的な大学運営に努める。
60	3 (3)	提言	大学の統合等について（共同の具体的事例について）	協力の具体例としては、学士入学や編入学の特別枠を設けることなどが考えられる。大学、学部を超えて、講座の利用を可能にすれば、教員数の削減が可能となる。同様に、経理、総務その他の一般管理部門の統一若しくは共同利用によって職員数の削減を図ることも可能となる。	平成17年4月に都立4大学を再編・統合して新たに首都大学東京を開学し、事務局を一元化して統一的な大学運営を行っている。 また、新大学は、南大沢、日野、荒川等のキャンパスに分かれるが、1年ないし2年次には、南大沢キャンパスにおいて、基礎ゼミナールや英語教育、都市教養プログラムなどの基礎・教養教育を一元的に実施している。

報告書	番号	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要
29	4	意見	高利率の企業債の借換えについて	<p>政府債及び公庫債については、借入時点での利率で約30年間にわたって固定されるため、今日の金利水準からみて極めて高い利率の政府債及び公庫債の残高が多額に上っている。交通局では、公庫債について借換措置の拡充と、また、政府債について公庫債と同様の借換制度の創設を、国に対して要望しているが、今後とも、高利率の企業債の借換え実現のため、国に対して強く働きかけていくべきである。</p>	<p>国に対して高利率企業債の借換えについて重点要望項目に変更し、働きかけを強化してきた。</p> <p>平成17年度は借換えの利率要件が「年7.0%以上」から「年6.0%以上」に緩和されたが、東京都交通局は、資本負担比率が他都市と比べ良好であり、対象に該当しないため、引き続き国に対する働きかけを強化する。</p> <p>しかし、国の制度設計に対する要望であり、その実現の内容や期限の担保は困難である。</p>
36	7	意見	高速電車事業における減価償却方法について	<p>高速電車事業は、「先行投資・料金回収型」の事業形態である。このような事業形態において費用収益の対応を図るため、固定資産の費用として調達コストも考慮して每期均等額を計上する費用配分の方法である「年金法」の採用について検討することが望ましい。</p>	<p>「年金法」及びその具体的な適用方法について、引き続き研究していく。</p> <p>しかし、総務省の公営企業会計の研究会でも「年金法」については具体的な検証も無く、事例紹介に留まっており、地下鉄事業への採用は無いものと思われる。</p>

報告書	番号	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要
45	14	指摘	給与の支給日を同一日とすべきもの	給与は、毎月15日に本給を、25日に超過勤務手当・特殊勤務手当等を支給しており一カ月の給与について支給が二回に分かれている。 月ごとの給与の支給日を同一日として、支払事務を軽減されたい。	平成16年4月から、本給、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給日を15日とした。
51	19	意見	広告掲載率の向上について	中吊りポスター及び窓上のポスターの掲載率は、それぞれ3割、6割程度と低調である。ポスター掲載率の目標管理をするなどして、掲載率を高める努力をされたい。	平成13年度は中ぶりポスター、窓上ポスターともに掲載率1割アップを目標として、掲載率及び収入額の管理を行い、掲出方法の改善や企画商品の発売等の諸方策を講じた。 平成14年度は、クライアントの出稿意欲を高めるため、ダミーの中ぶり広告を掲出したり、メディアガイドのリニューアルを行った。 平成15年度は、大江戸線の中ぶりポスターを見やすくするために、ホルダーの改修を行った。 平成16年度は、中ぶりポスターの出稿増を目指して、各種キャンペーンを企画、実施した。 しかしながら、長引く景気低迷や、よりインパクトの強い広告を求めるクライアント要求の変化に伴い、中ぶり及び窓上広告の出稿増は難しいものがある。 なお、今後も引き続き、掲載率向上のため、代理店と販売方法等について検討していく。

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
64	23	意見	駅共同使用料について	私鉄との間では年間の駅共同使用料が確定するのは翌年となっております、一年間遅れている。適正な損益計算を行うため、当年度の実績に基づいて、駅共同使用料の計上を行われない。	監査後、各私鉄と実績集計の時期、清算方法の見直しについて協議したところ、各社とも特に見直す必要性もないことと、選任している会計監査人から特に指摘を受けていないことから、現行どおり行いたいとの意向であった。 しかしながら、東京地下鉄株式会社としては外部監査人の意見に沿うよう、継続的に私鉄各社へ申し入れているが現状どおりでよい旨の返答である。今後とも、引き続き私鉄各社へ申し入れていく。
66	25	意見	会計システムにおける残高内訳をシステム上把握する仕組みの構築について	現在、未収金、未払金は各現場で個別管理を行っており、全社として一定時点における未回収・未払いの残高明細をシステム上把握する仕組みは存在していない。会計システムにおける残高内訳をシステム上把握する仕組みの構築について検討することが望まれる。	新システムの開発は終了したので、今後テストを実施し、テストで支障がないことが確認できれば、平成18年4月から稼働させる予定である。
67	26	意見	車両事務所における業務について	車両事務所の業務において、人事、事業計画等の業務には、必ずしも工場及び検車区毎に各々設置する必要のないものもあるため、例えば、当該業務を所轄する組織を一つ設けることなどによって、組織の簡素化を進める必要がある。	現行の車両事務所の業務内容を精査し、人事、事業計画等一箇所に集約した方が効率的な業務を車両事務所（中野）へ統合し、千住、深川、綾瀬、鷺沼の各車両事務所を廃止した。 (平成16.3.15実施)

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
74	31	意見	減価償却の方法について	<p>会社は、「先行投資・料金回収型」の事業形態である。このような事業形態の期間費用均等化の計算方法として、借入利息と減価償却の合計額を每期均等の額とするように減価償却費を計算する「年金法」がある。日本鉄道建設公団に借入償還期間の延長を要請し、年金法の採用について検討されたい。</p>	<p>民鉄線資金償還期間の延長については、国土交通省及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（旧日本鉄道建設公団）に要請してきたが、東京都の追加出資（平成16年度から20年度までの5年間で300億円）を前提に、平成16年度から元本償還5年据置で、償還期間を25年から30年に延長が認められた。年金法の導入については、更なる償還期間の延長及び国土交通大臣の許可が必要であり、導入に当たっての課題等を整理し、経営状況等を勘案して、関係機関に要望を行っていく。</p>

平成12年度包括外部監査 その2

1 東京都における交通事業の経営管理について

[多摩都市モノレール(株)]

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
86	33 (1)	指摘	規程を整備すべきもの	<p>会社の経理規則によると、「物品の受払いは、別に定める「物品取扱規程」により行う」とされているが、当該規程は現在未作成である。速やかに「物品取扱規程」を作成することが必要である。</p>	<p>平成13年3月30日付けで「物品取扱規程」を作成した(平成14年11月12日一部改正)。</p>
86	33 (2)	指摘	貯蔵品の受払管理について見直しをすべきもの	<p>貯蔵品については、棚卸計算法によっているが、原則として継続記録法を採用すべきである。ただし、貯蔵品には、継続記録法によるべきものと、そうでないものがあるため、各々について在庫の管理方法を別々にルール化しておくことが必要である。</p>	<p>受入・払出が割合頻繁に行われる、乗車券のロール紙、定期券紙等の用紙類、設備管理所や車両管理所で使用される交換部品については、継続記録による受入・払出を記帳している。</p>

平成12年度包括外部監査 その2

1 東京都における交通事業の経営管理について

[多摩都市モノレール(株)]

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
88	36	意見	「経営計画」自体の改善について	<p>損益計画及び資金収支計画について、具体的な損益目標及び収支目標が示されていない。また、将来にわたって大幅な赤字計上を余儀なくされる状況である。したがって、会社は「経営計画」の中身について、より具体的に見直すとともに、大幅な赤字計上を避けるための増収策について検討をされることが望ましい。</p>	<p>経営計画の基礎となる、利用動向等検討調査の見直しを行っており、平成16年8月の運賃改定などを踏まえ、次期経営計画を策定する。</p> <p>なお、増収策の一つとして、平成16年8月20日に運賃改定（上限運賃平均5.3%）を実施した。</p>
89	39	意見	減価償却方法の再検討について	<p>会社は減価償却費をできる限り圧縮して、将来の課税所得を縮減し得るように、以下のような措置を検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的使用可能期間が税法上の耐用年数を上回る資産については、経済的使用可能期間まで耐用年数を延長する。 ・ 車両については、定率法から定額法に変更する。 ・ 「年金法」の採用を検討する。 	<p>「年金法」の採用については、鉄道会計規則との関係からこの採用の可否について国土交通省に照会したところ、「税法に基づく法定の減価償却方法以外は認めていない」との回答を受けたが、引き続き要望していく。</p>
91	41	意見	車両基地用の土地及び借入金の帰属について	<p>他の第3セクター方式による交通事業との均衡を考慮すると、車両基地の底地である土地（約301億円）を会社の所有とすることの必然性はないといえる。当該土地及び借入金については、都に帰属させることにし、その上で、行政財産の使用許可を得るという方法について検討されたい。</p>	<p>引き続き、東京都と協議していく。</p>

報告書	番号	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要
99	1	提言	営団に対する整備事業費補助について	<p>① 整備事業費補助は、補助対象路線の整備費のみに着目した、目的補助の考え方に基づいているが、内部補助の考え方の導入を検討されたい。</p> <p>② 整備事業費に対する補助方針を明確にすべきである。</p> <p>③ 都は、整備費補助に当たり、営団の路線別損益等を検証されたい。</p>	<p>民営化後の経営状況を踏まえ、補助のあり方を検討していきたい。</p>
108	2	提言	営団地下鉄と都営地下鉄との経営統合について	<p>営団地下鉄と都営地下鉄との経営統合について検討に着手することを提言する。</p>	<p>営団地下鉄の民営化の際に、都営との経営統合については、引き続き、協議・検討すべきこととなった。今後も、それぞれの経営状況を踏まえ、関係者との協議を行っていく。</p>

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
79	32 (1) ア	指摘	固定資産の管理状況について (勘定科目及び耐用年数について検討すべきもの)	<p>固定資産のうち、本文に掲げた受変電設備等(*)については、科目及び耐用年数が適当ではない。これらの固定資産は、工事内容を再検討の上、適切な科目及び耐用年数を用いられたい。</p> <p>*Ⅰ 受変電設備 Ⅱ 電力管理設備 Ⅲ 平成8年電力設備増強工事関連設備 Ⅳ 平成10年電力設備増強工事関連設備</p>	<p>指摘のあったⅠ受変電設備、Ⅱ電力管理設備、Ⅲ平成8年度電力設備増強工事関連設備、Ⅳ平成10年度電力増強工事関連設備の耐用年数については、平成14年度決算において指摘のとおり構築物を25年に修正するとともに、Ⅳ平成10年度電力増強工事関連設備の資産の種類については、指摘のとおり機械装置から構築物に修正した。</p>
80	32 (1) イ	指摘	固定資産の管理状況について (経理課所管の「固定資産台帳」への資産登録単位を見直すべきもの)	<p>資産登録単位は、個別資産毎にすべきところ、変圧器の設置場所が16箇所にわたるにもかかわらず、場所毎に区分して計上していない等、現状においてはそのようになっていない。固定資産は、個別の資産を基本として登録管理されたい。</p>	<p>指摘の受変電設備については、平成15年度決算において、設置場所毎に分割・登録を行うとともに、上記Ⅳの電力設備増強工事関連設備についても、設置場所毎に分割・登録した。</p> <p>このほか部材単位で登録されていた「ホームドア」、「駅売店」及び各駅一括で登録されていた駅務設備(自動券売機、自動集改札機、自動精算機、定期券発行機等)についても、平成15年度決算において各駅単位に登録する等、登録単位の見直しを行った。</p>
81	32 (2)	指摘	固定資産の管理について見直しをすべきもの	<p>32(1)ウで述べた問題があるため、経理課所管の「固定資産台帳」と現場担当課保有の「固定資産管理台帳」とは必ずしも整合性があるとは言えない。会社は、固定資産管理番号等を有効に活用して、(貸借対照表－「固定資産台帳」－「固定資産管理台帳」－現物)の相互の関係が正確に対応するようにされたい。</p>	<p>経理課保管の「固定資産台帳」と整合性のある「固定資産管理台帳」を各課に備え付けた。</p>

報告書	番号	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要
4	1	意見	旧清掃事業所の駐 車場等用地の有効利 用について	<p>清掃事業の特別区への移管に伴い、清掃事業所等は原則として所在区に無償譲与したが、八枝事業所は標準面積の2倍以上の広さであるため、江東区に譲与でなく無償で貸付している。この土地の過大な貸付部分の有効利用について検討された。</p>	<p>区は、八枝事業所の庁舎及び敷地の有効利用を図るため、平成13年10月1日、八枝事業所と深川事務所を統合した。この統合により、庁舎の有効利用とともに敷地についても区所有の車庫機能のほか、雇い上げ清掃車両の一時待機場所としても利用が図られることとなった。</p> <p>また、敷地の更なる有効利用のため、平成14年4月1日からは、一般廃棄物処理計画に基づくリサイクル前の自転車の一時保管場所として、暫定的にその有効活用に努めてきている。</p> <p>都は、これらが広く都民のためにもなり、かつ当該土地の有効活用にも寄与するものであるとし、契約を逸脱しない範囲で平成17年3月31日までの3年間この使用を認めてきた。</p> <p>江東区においては、新たな一時保管場所の確保が厳しいことから、都は当該用地の使用を認め、引き続き平成19年3月31日までの2年間延長し、活用することとした。</p> <p>今後とも、当該土地の有効利用を図るため、都は区と協議を行っていく。</p>

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
5	2	意見	日雇労働者技能講習所及び同簡易宿泊所の有効活用について	<p>日雇労働者技能講習所及び同簡易宿泊所の管理経費として年間6,654万円を要している。</p> <p>この技能講習所における技能訓練の実施状況は、年間100日程度にとどまっており利用率は低い。また、簡易宿泊所の設置目的である失業対策事業は終了しているにもかかわらず、居住者が定住化している。</p> <p>これらの施設の位置付けを明確にするとともに、有効活用について検討されたい。</p>	<p>日雇労働者技能講習施設（1号棟）は、平成15年度末をもって、既に事業を終了させている。</p> <p>また、現在、同簡易宿泊所（2号棟）の宿泊者13名については、平成17年9月末までに全員退去に向けて取り組んでいる。</p> <p>2号棟の立ち退き完了後に施設を廃止し、平成18年度中に1・2号棟を取り壊し、所有地を財務局に引き継ぐ予定である。</p>

平成12年度包括外部監査 その2

2 財産管理について

[都市整備局]

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
6	3	意見	団地別収支計算の実施について（住宅局）	<p>都営住宅の収支は全体としては把握されているものの、個々の団地別収支が算定されていない。</p> <p>都営住宅の収支改善のために、団地別収支計算の実施について検討されたい。</p>	<p>1 団地別収支計算</p> <p>(1) 単年度の団地別収支計算書について、平成13年度決算分から実施する。</p> <p>(2) 団地別の「生涯収支」について、10団地で試算する。</p> <p>※ これらの試算結果等の分析に基づき収支改善に資する方策を検討する。</p> <p>いずれも平成14年度末に終了した。</p> <p>2 都営住宅事業の特別会計化</p> <p>・ 事業全体の収支を明確にするため、平成14年度から「都営住宅等事業会計」を設置した。</p>

平成12年度包括外部監査 その2

2 財産管理について

[都市整備局]

報告書	番号	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要
8	6	意見	未利用地の利用促進について（多摩都市整備本部）	<p>多摩都市整備本部は、広狭の未利用地（開発事業等により取得した土地約34万㎡、188億円）を点在して所有している。</p> <p>今後、開発計画の見直しを早急に行い、事業の方向性を明確にするとともに、事業に利活用できない用地については、売却等を含めた利用促進のための適切な措置を早急に検討されたい。</p>	<p>① 坂浜平尾土地区画整理事業（都施行、平成9年都市計画決定）については、平成11年財政再建プランにより事業見直しとなり、学経、市、住民代表、都で平成14年に「まちづくり委員会」を設置し今後の方向性を検討中である。見直し案では都、市、住民がそれぞれ 役割を分担し、都は広域幹線道路等を整備し、市は地域道路・下水道整備・地区計画の設定等を行い、住民は組合施行による地域的な土地区画整理事業を担う。先行買収した14.6haの点在している土地は、今後、事業の種地として活用していく。</p> <p>具体的には、道路河川の代替地とするほか、公園緑地計画地内の私有地との交換を検討している。</p> <p>② 秋留台整備事業として18.93haの先行取得用地は、事業見直しにより都の事業としては不用となっている。そのため、今後の都有地の利活用に関しては、財務局へゆだねている。</p>

平成12年度包括外部監査 その2

2 財産管理について

[建設局]

報告書	番号	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要
9	7	意見	公園の区への移管について（建設局）	<p>特別区への移管が決定されているのに、移管が行われていないものが2ヶ所ある。また、杉並区に移管決定した都市計画公園用地には、現在家屋が存在しているため、今後の取扱方針を検討すること。</p>	<p>豊島区の椎名町公園及び北区の桐ヶ丘中央公園について、移管が完了した。</p> <p>杉並区の公園用地については、平成16年6月に第4回住民説明会を実施し、同年11月から外周測量に着手、外周部の境界確定作業を進めているところであるが、今後も引き続き住民に理解を求め、是正に向けて対応していく。</p>

平成11年度包括外部監査結果に基づき講じた措置

テ ー マ	指摘・意見数			
	(A)	通知済のもの (B)	今回通知 するもの (C)	差 引 残 (A)－(B)－(C)
東京都の経営する病院の経営管理について	56	43	13	0
土地（未利用地）の管理運用について	3	0	3	0
公の施設等の管理について	42	34	8	0
出資団体の経営管理について	44	41	3	0
合 計	145	118	27	0

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
1-9	1 (1) ア	指摘	医薬品管理について	払い出し数量と保険請求数量との突合が行われていない。	<p>電子カルテシステムの導入により、月次で出力される薬品使用状況リストと契約管理係及び薬剤科の使用数量のチェックを行う体制を整え、差異の解消に努めている。(広尾)</p> <p>高額注射薬について、薬剤科の払い出し数量と医事課による保険請求数量との突合を行い、請求漏れ、過剰請求、廃棄薬及び返還薬等を把握するなど、医薬品の適正管理に努めている。</p> <p>昨年度に注射薬の自動払い出機(アンブルピッカー)を導入したことで、患者ごとに使用の都度、払出しが行えるようになり、オーダー、払出し、保険請求が連動され、患者側・出庫側の両方から毎月の医薬品等出庫一覧と診療報酬請求内訳のチェックが可能となったことにより、医薬品の適正管理を一層推進している。(墨東)</p>
1-24	2 (1) イ (エ)	意見	運営方針等について	症例数の多いものを選んでクリティカルパスを導入すべきである。(広尾病院)	平成16年度末現在で、15診療科60種類のクリニカルパスを導入済みであり、平成16年度の適用率28.9%であった。なお、平成17年度は、電子カルテ上のパスへの移行を順次進めている。
1-26	2 (1) オ (7)	意見	運営方針等について	衛生局・高齢者施策推進室の全病院での総合的連携が必要である。	福祉保健局所管の病院を含む都立病院全体の患者サービス、医療水準の向上を図るため、昇任時等をとらえて医療従事者の人事交流に積極的に取り組み、また看護やメディカル各部門の幹部会を行うなど病院運営のノウハウの共有化及び診療面での相互連携を図っている。今後も、都民サービスの向上を図るため、関係部局と十分に調整のうえ、都立病院全体での連携強化を推進していく。

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
1-26	2 (1) オ (イ)	意見	運営方針等について	衛生局・高齢者施策推進室を挙げてクリティカルパスの導入を検討されたい。	<p>「都立病院におけるクリティカル・パスの活用について」（平成13年5月都立病院クリティカル・パス推進委員会報告）に基づき、各病院で積極的な取組を行った。その結果、平成12年12月の時点で全都立病院で277件であった作成数が、平成16年度末には634件となっている。</p> <p>さらに、平成15年には、「都立病院クリニカル・パス検証委員会」を設置し、新たなパスの作成のみならず、これまで作成したパスの成熟化を目指すこととした今後の取組方針を報告した。これに基づき、各都立病院においてパスの検証・改善を図り、適用患者数の向上に努めている。</p>
1-28	2 (2)	意見	一般会計補助金について	繰出基準の精緻化、合理的・正確なデータ収集体制構築が必要である。	<p>1 病院事業の一般会計繰入金に対する説明責任を一層明確なものとするため、病院事業部（現 病院経営本部）においてプロジェクトチームを編成し、以下の視点で見直しを行った。</p> <p>(1) 補助対象事項の定義と範囲の確定に問題はないか。</p> <p>(2) 対象収入と対象経費を算定するための数値データの取り方を工夫できないか。</p> <p>(3) 補助対象事項は見直す必要がないか。</p> <p>2 平成12年度には救急医療経費などの見直しを行っており、今後も繰入基準の見直しを行っていく。</p> <p>3 平成13年度には、今後の都立病院が担うべき役割と再編整備、財政ルールについて検討していた「都立病院改革会議」（知事の諮問機関）の報告が13年7月に出された。</p> <p>同報告では、病院事業に対する一般会計補助金について、</p> <p>(1) 経営責任を明らかにする負担区分</p> <p>(2) 新しい都立病院の役割にふさわしい負担区分</p> <p>(3) 経営の自律を高める負担区分</p> <p>(4) 医療課題ごとの積算方法の精緻化</p> <p>の4つの視点で見直すこととしている。</p> <p>4 平成15年度予算からは、負担と補助との区分を明確にする観点から、医業収益における一般会計負担金、医業外収益における一般会計負担金、一般会計補助金に区分して経理することとした。</p>

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
1-34	2 (4) ア	意見	人件費について	病院の規模、収入に比較して人件費が過大である。常勤医師の人員数を削減する方策を検討されたい。	人件費については、平成15年1月に策定した「都立病院改革実行プログラム」に基づき、都立病院の再編整備や患者中心の医療の実現に向けた効率的な職員配置に取り組み、医師を含めた職員定数の削減を実施してきた。今後とも、行政的医療の実施と医療サービスの向上に必要な医師数を確保しつつ、効率的な人員配置を進めていく。
1-34	2 (4) イ	意見	人件費について	病院の規模、収入に比較して人件費が過大である。看護要員1人当たり月額給与単価を適正化する方策を検討されたい。	人件費については、平成15年1月に策定した「都立病院改革実行プログラム」に基づき、都立病院の再編整備や患者中心の医療の実現に向けた効率的な職員配置に取り組み、職員定数の削減を実施してきた。看護職員の給与月額は、「職員の給与に関する条例」により定められていることから、病院事業のみで適正化を図ることは困難である。 また、配置人員については、医療法や診療報酬制度を踏まえ、看護サービスの質を低下させることなく、特掲医療を適切かつ効率的に遂行できるものに見直しを進めていく。 なお、現行の給与制度の中では、官民比較の上、人事委員会勧告に従うこととなるが、都政全体の人事異動の中で指摘のあった意見の主旨が反映されるよう、人事当局や関係部局に働きかけていく。
1-34	2 (4) ウ	意見	人件費について	病院の規模、収入に比較して人件費が過大である。事務職員1人当たり月額給与単価を適正化する方策を検討されたい。	人件費については、平成15年1月に策定した「都立病院改革実行プログラム」に基づき、都立病院の役割である行政的医療に適した職員配置を効率的に行い、職員定数の削減など改善を図っている。事務職員の給与月額は、「職員の給与に関する条例」により定められていることから、病院事業のみで適正化を図ることは困難である。 また、配置人員については、事務処理の効率化等の見直しを引き続き行い、人件費の抑制に努めていく。 なお、現行の給与制度の中では、官民比較の上、人事委員会勧告に従うこととなるが、都政全体の人事異動の中で指摘のあった意見の主旨が反映されるよう、人事当局や関係部局に働きかけていく。

平成11年度包括外部監査

1 東京都の経営する病院の経営管理について [福祉保健局 (東京都老人医療センター)]

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
1-42	1 (1) ア	指摘	病院事業会計（公営企業会計）の適用をすべきもの	<p>ア 損益計算書及び貸借対照表等の作成をすべきもの</p> <p>可及的速やかに財務規程等を適用し公営企業会計を導入することにより、発生主義に基づく損益計算書及び貸借対照表ほかを作成する必要がある。</p>	<p>平成13年度に、損益計算書等を作成できる公営企業会計システム導入経費の予算措置を行った。しかし、都立病院改革会議報告（平成13年7月）及び都立病院改革マスタープラン（平成13年12月）において、老人医療センターと豊島病院との統合民営化の計画が示され、公営企業会計の導入に係る予算の執行を凍結した。現在においても、老人医療センターの民営化の検討は続いており、公営企業会計の導入は難しい状況にある。</p> <p>なお、平成18年度から、全庁的に複式簿記・発生主義会計が導入されることから、発生主義に基づく損益計算書及び貸借対照表の作成について検討を進める。</p>
1-50	2 (2) ア (ア)	意見	人事管理について	<p>ア 人事関係（人事異動、業績評価）について</p> <p>(ア)a 医師の異動について、衛生局の一般病院との人事交流は、メリットが大きく交流の具体化を検討されたい。</p> <p>b 一般医師は業績評価の対象となっていない。医長への昇格については、研究成果、論文等に対する大学医局の評価・推薦の方が影響力が大きい。業績評価結果を昇格や昇給に直接反映させることを検討するべきである。</p>	<p>(ア)a 平成14年度以降も病院経営本部をはじめとする関係局と協議を行い、毎年度医師の人事交流を行っている。都立病院等との人事交流についてはメリットがあるため、今後も継続して行っていきたい。</p> <p>b 一般医師（含歯科医師）についても、平成14年度より全庁的に業績評価の対象となった。現在、業績評価の結果については、他の職種と同様に、医長への昇任をはじめ、昇給・昇格などに反映されている。</p>

平成11年度包括外部監査

1 東京都の経営する病院の経営管理について [福祉保健局 (東京都老人医療センター)]

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
1-51	2 (2) イ	意見	人事管理について	イ タイムカード方式の導入について 出勤簿整理に多大な労力を要している。多少のシステム投資は必要となるが、効率化や内部統制の意味からも出勤簿をタイムカード方式に改めることを検討されたい。	予算要求等所要の準備、試行を経た上で、平成14年7月より「出勤管理システム」の運用を開始した。 現在、すべての常勤職員をはじめ、再任用職員、再雇用職員にも同システムを適用し、勤怠関係事務の効率化を図っている。
1-53	2 (4) ア	意見	委託費について	ア 委託契約について 随意契約が可能な100万円未満の契約を行うことが実態として多くなっている。特に、検査委託に同一相手と契約締結するケースがあり、単価契約への移行等の方法を検討されたい。	平成12年度に、財務局、旧衛生局、旧高齢者施策推進室の三者で、医療関連の委託契約において、病院業務の安定性、継続性を確保すると同時に、効率性や競争による経済性も実現するための具体的方策についての検討を行った。その検討結果のまとめでは、検体検査委託は、原則、競争に基づく年間（または半期）を通じた複数単価契約とすることとした。 これに基づき、平成13年度以降は、検体検査委託は、大きく3件に分けて、年間（または半期）を通じた複数単価契約を行っており、過度に同一業者と分割契約を締結していた状況を改善している。
1-54	2 (4) イ	意見	委託費について	イ 委託契約方式について 特命随意契約を行っているものの中に、特命とする根拠が乏しいものがある。効率性、経済性を担保する上で、数年に一度の見直しが必要である。	平成12年度に、財務局、旧衛生局、旧高齢者施策推進室の三者で、医療関連の委託契約において、病院業務の安定性、継続性を確保すると同時に、効率性や競争による経済性も実現するための具体的方策についての検討を行った。その検討結果のまとめでは、高度に専門的な知識を要する業務委託並びに履行不良が患者の診療・生命に影響する業務委託については、特命随意契約とすることも可能としたが、この場合であっても5年毎に競争入札を行うこととした。 これに基づき、中央滅菌材料室作業委託は平成15年度に、医事業務等業務委託、病棟事務等業務委託及び病棟作業等業務委託は、平成17年度に、競争入札を行った。

平成11年度包括外部監査

2 土地 (未利用地) の管理運用について

[財 務 局]

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
2-4	1 (1)	指摘	土地の利用（貸付等）を適正に行うべきもの	一時貸付又は一時開放は長期にわたることを想定したものではなく、結果として特定の区市に恩恵を与えることとなり適切でないので、貸付先又は協定先と適切な土地利用関係を構築されたい。（目黒区目黒）	平成15年3月19日目黒区に保育事業所用地として売却済み。
2-4	1 (2)	指摘	同	同（江東区大島①）	住宅密集地の中にあり、広場を中心に遊具等も配慮され、地域の子供達に遊び場として、近隣住民には運動や憩いの場として利用頻度が高いことから、継続的に江東区へ有償貸付化及び買い受けについて強く働きかけている。
2-4	1 (4)	指摘	同	同（江東区大島③）	江東区は、総合的な遊び場対策を推進する中で買受けを含め検討することから、継続的に江東区へ有償貸付化及び買い受けについて強く働きかけている。
2-4	1 (5)	指摘	同	同（江戸川区臨海町）	平成14年11月28日一次開放面積を14,080.80㎡から6,583.92㎡に縮小。 平成15年10月24日江戸川区から6,583.92㎡の返還を受ける。
2-4	1 (6)	指摘	同	同（江戸川区西篠崎）	平成15年8月31日江戸川区から返還を受ける。 平成15年9月1日～平成19年3月31日まで警視庁に使用承認中。
2-4	1 (7)	指摘	同	同（江戸川区東小松川）	平成14年3月20日江戸川区に公園及び道路敷地として売却済み。

平成11年度包括外部監査

2 土地（未利用地）の管理運用について

[財 務 局]

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
2-4	1 (8)	指摘	同	同（小金井市梶野町）	継続的に小金井市に対して、買受け及び有償貸付化について交渉中である。
2-4	2	指摘	関係者との折衝を行うべきもの	足立区梅田の土地は、現況は更地であるが、以前より地元自治会のゲートボール場として使用されているので、この状況を解消するよう、早期に関係者と折衝されたい。	平成12年4月、梅田上町自治会に対して、返還してもらうことを説明・確認し、必要性について再検討を行い、回答するよう照会した。足立区には買受け・借受けの意向を打診した。 平成14年5月9日自治会から返還を受ける。
2-5	3 (2)	指摘	土地開発基金に属する土地の恒久的利用又は処分を検討すべきもの	暫定的な活用を図られているが、将来における恒久的利用又は、処分を検討されたい。（文京区小石川）	平成14年11月12日一般競争入札で売却済み。
2-5	3 (4)	指摘	同	同（新宿区白銀町）	平成14年9月6日一般競争入札で売却済み。
2-5	3 (5)	指摘	同	同（杉並区上井草）	平成16年3月26日一般競争入札で売却済み。
2-5	3 (6)	指摘	同	同（荒川区東日暮里）	平成14年3月11日一般競争入札で売却済み。
2-5	3 (7)	指摘	同	同（青梅市千ヶ瀬）	現在、青梅市に集会施設用地として一時貸付中である。借受人である青梅市に有償貸付中であるが、本件地の位置関係から隣接する所有地と合わせて買い受けるよう強く働きかけている。

平成11年度包括外部監査

3 公の施設等の管理について

[財 務 局]

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
3-19	1 1 (1)	意見	長期的な視点に基づいた施設設備の維持管理の仕組みについて	<p>① これまで(平成11年3月以前)、東京都においては、公の施設に関する長期保全計画は作成しなければならないものとはなっていなかった。</p> <p>② 施設建設時の契約において、竣工後の施設設備の維持管理に関する計画の提出までは求められていなかった。</p>	<p>① 各施設管理者は、長期保全計画作成要領(10財営コ第93号)に従い、自らの責任において長期保全計画の策定・実施に取り組んでいるところである。 財務局としては、各施設の要望に応じて技術指導の支援等を実施している。</p> <p>② 平成11年10月1日から、各工事(建築、電気、機械)の特記仕様書で、工事箇所に関する「長期保全計画の作成に資する資料」の提出を契約の相手方に義務付け、完成図書の一部として各々提出させている。</p>
3-20	1 1 (2)	意見	修繕の基礎となる図面情報の効率的・効果的な活用について	<p>① 施設建設時の契約においては、竣工図面はペーパーで提出されるだけであり、電子情報を基礎とする環境整備等により効率的な維持管理がなされるようその費用対効果も踏まえ検討すべき。</p> <p>② 維持管理に関する技術者の能力を効果的かつ効率的に活用するための仕組みづくりについて検討すべき。</p>	<p>① 財務局では、平成17年度より電子納品の本格実施を開始し、電子情報を基礎とする環境整備等を進めている。これにより調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果品(しゅん功図、帳票、写真等の工事関係書類)を電子データで納品している。平成16年度には、電子納品を円滑に進めていくために「東京都財務局管轄電子納品運用ガイドライン」を策定した。こうした環境整備等を推進することにより、工事を通して収集した図面等の施工情報を活用しやすい情報として整理、保管し、効率的な維持管理に活用していく。</p> <p>② 平成15年度より部内にCADコーナーを設置し、環境整備を行った。また、内部職員を講師としてCADに関する研修を実施し、職員の技術力向上を図っている。現在ではCAD(図面作成システム)を活用して設計業務を行なっている。</p>

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
3-20	1 1 (2)	意見	修繕の基礎となる 図面情報の効率的・ 効果的な活用につい て	施設設備の維持管理を効率的に行う仕組みとして、電子情報を基礎とする環境整備を検討すべきである。例えばCADシステムの導入やそれを活用し得る人材の育成を行うことによって、効率的な維持管理の基礎とすべきである。	江戸東京博物館の竣工図は約900枚あり、紙の図面をCAD化・電子情報化するには、1枚当たり10,000円以上かかるため、900万円以上かかることになる。 一方、修繕工事は設備等の部分的な箇所を対象としたものがほとんどであり、竣工図に反映させなければならないものはほとんどない。そのため工事の都度、書面（マイクロフィルムを含む）による提出の方が費用対効果から合理的であり、竣工図全体の電子情報を基礎とする環境整備は必要ないと判断している。 なお、今後、大規模修繕工事を行う際には、図面のCAD化を行っていく。
3-28	3-2	意見	江戸東京博物館 (本館) 貸出施設の使用目的 及び使用料を弾力 化し、収益増を図る ことについて	貸出施設の使用目的について、商業目的を含む一般利用にも道を開き、収入確保の機会を得られるよう検討すべきである。 また、商業目的を含む一般利用を可能とした場合には、受益者負担の観点から、別の体系を設け収益増に結び付けるべきである。	平成14年度から利用料金制を導入し、条例で利用料金の上限額を定め、実際の利用料金は管理受託者が主体的に定め、収入増に向けた管理受託者の改善努力が発揮しやすい仕組みとした。 こうした運営改善の結果、ホールの稼働率は、平成11年度の64%から平成16年度には78%まで上昇している。

報告書	番号	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要
3-13	5-1	指摘	財団の課税所得計算につき検討を要するもの	建物等の減価償却費が適切な範囲で財団の費用となる仕組みを考案したり都民還元事業を実施するなど、財団の課税所得計算につき検討されたい。	平成15年7月に、財団法人東京国際交流財団から株式会社東京国際フォーラムへ事業譲渡された。会社は事務室賃料を支払うとともに、施設使用料として事業収入の10%を都に支払っている。また、平成16年7月からは、事業収入の10%に加え事業収入が一定額を超えた場合は、その超えた額に対してさらに10%の施設使用料を支払うこととしている。
3-34	7-1	意見	東京国際交流財団の固有職員の処遇について	財団の固有職員の処遇については、年功序列の色彩が強い。モラルの維持向上のため、既存の処遇体系を見直し、信賞必罰型の方式の検討が望まれる。	株式会社化に伴い、人事制度についても新たに構築され、実績評価を踏まえた方式が導入されている。
3-34	7-2	意見	施設に対し行う造作について	フォーラムの著作権は設計者にあるが、今後必要になってくる修繕工事において、ある程度都側の判断による迅速な対応が必要になる。施設の有効活用を図るには制約を少なくする必要がある。	著作権者への配慮から小規模な造作についても著作権者と協議を行っていたわけであるが、誘導サインの新設等、都および会社が必要と判断した改修については、利用者の便宜を優先して実施している。
3-35	7-3	意見	長期修繕計画について	1 保全計画に基づく対策を確実に推進する。 2 財団の財政健全性を維持しながら適正な施設設備対策が打たれる仕組みを確立する。 3 電子媒体で提供されているCAD情報は正副本の管理を行うとともに維持管理情報の履歴管理を効率的に行う。	株式会社化に伴い、平成15年度に改めて中期経営計画を作成した。その中には中期修繕計画も含まれている。 また、会社が支払う施設使用料を、都は社会資本整備基金に大規模修繕への備えとして毎年積み立てており、中期修繕計画に基づき、予算の範囲内で適切な施設整備を行っている。

平成11年度包括外部監査

3 公の施設等の管理について

〔 財団東京都歴史文化財団（東京都現代美術館） 〕

報告書	番号	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要
3-31	5-2	意見	長期修繕計画について	<p>都は長期保全計画を平成11年度末を目途に作成中であり、また施設管理仕様書の標準化の検討も行っている。現在本施設には長期保全計画がなく、財団法人東京都生涯学習文化財団では、3カ年の「諸施設整備年次計画」を策定し、修繕を行ってきた。長期保全計画に基づいた実効性のある修繕が望まれる。</p>	<p>平成14年度に東京都現代美術館の管理が、教育庁所管の財団法人東京都生涯学習文化財団から、生活文化局所管の財団法人東京都歴史文化財団となったため、東京都現代美術館を含めた文化施設について、一元的管理の観点から、新たな修繕対策の仕組みを構築する必要が生じた。</p> <p>生活文化局においては、施設の老朽化も進んでいるため、今年度、施設の現況調査委託を実施しており、その中で施設・設備の劣化診断・判定・評価等を行っている。今後は、その結果を踏まえた長期修繕計画を策定する。</p>

平成11年度包括外部監査

3 公の施設等の管理について

〔 ㈱東京ビッグサイト 〕

報告書	番号	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要
3-36	8 1 (1)	意見	今後検討が望まれる課題について	<p>(1) 運営の効率化について</p> <p>「国際展示場の管理運営の整備方針」が決定されたときの経済環境や社団法人東京国際見本市協会及び株式会社東京国際貿易センターの2団体の収支構造等と、現在のそれとでは大きな変化がある。運営の効率化推進のために、両団体の役割分担の再検討が望まれる。</p>	<p>国際展示場の運営を中心とした事業を一層効率的、弾力的に実施するとともに、周辺事業を含めた積極的な経営を行うため、平成15年4月、国際展示場の運営について協力関係にあった「株式会社東京国際貿易センター」に統合し、『株式会社東京ビッグサイト』を発足させた。この統合により、両団体が所有又は管理する展示ホール、会議室、ホテル、レストラン、駐車場等の関連施設の連携強化が図られ、総合コンベンション施設として幅広い事業展開が可能となった。また、この事業展開力及び不断の営業努力により、新会社発足以来、着実な収益の向上が図られており、地域の賑わいの核として臨海地域全体の発展に寄与している。</p>

平成11年度包括外部監査

4 出資団体の経営管理について

〔 東京都住宅供給公社 〕

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
4-32	2 (2) イ (1)	指摘	土地の有効利用を図るべきもの（その他の事業化困難用地について）	公社所有の住宅開発用地のうち、事業化が困難と思われる用地（6地区、66万㎡）について、保有コストが年間1億2千万円かかっていることから、早急に土地の有効利用について検討されたい。なお、売却の方針が決定した用地については、土地勘定に振り替えるべきである。	個別の措置状況については、以下のとおりである。
4-32	2 (2) イ (1)	指摘	同	(加住地区) 同	<ul style="list-style-type: none"> 指摘以降、当該用地を土地勘定に振替えるとともに販売用不動産として時価評価を行い、適宜評価減を実施している。 現在、当該用地を横断する新滝山街道計画を考慮した上で、点在している用地を集約し有効活用できないか、公社、都の関係局、八王子市との間で協議し検討している。
4-32	2 (2) イ (1)	指摘	同	(川町地区) 同	<ul style="list-style-type: none"> 指摘以降、当該用地を土地勘定に振替えるとともに販売用不動産として時価評価を行い、適宜評価減を実施している。 現在、貴重な緑地として保全する方向で、公社、都の関係局、八王子市との間で協議し検討している。

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
4-32	2 (2) ウ	指摘	分譲代金に係わる滞留債権の早期処理を図るべきもの	長期分譲住宅、長期積立分譲住宅及び民間提携住宅の1年以上の長期にわたる滞留債権について、早急に回収に努められたい。また、回収不能なものについては、法的措置により早急に措置されたい。	<p>① 長期分譲住宅及び長期積立分譲住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> 指摘のあった75名（6,168万円）については、法的措置による契約解除（強制執行3名）を実施する等、個別回収に取り組んだ結果、12ヶ月超の滞納者は17年3月末現在で13名（2,608万円）となった。 これらの13名については、当事者の死亡により権利関係が不明になるなど、回収の見込みが立たないことから、権利関係を整理した上での強制執行等の最終処理を顧問弁護士に依頼する予定であるが、欠損等による損失を先送りしないため、会計上は全額貸倒引当金を計上し、損失処理を完了した。 <p>② 民間提携住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> 指摘のあった3件のうち、2件は所有者が低利の融資に借換えたことにより残債務を全額回収し、措置を完了した。 1件については、対象物件を任意売却することにより整理し、措置を完了した。

平成11年度包括外部監査

4 出資団体の経営管理について

[東京臨海熱供給(株)]

報告書	番号	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要
4-63	5 (3) ア	意見	機械室の有効活用について	<p>(1) 暫定的に本社事務室として利用していた機械室の有効利用が図られていない。</p> <p>(2) 機械室を事務室として利用することは困難であり、活用方法には限界があるが、会社は当該スペースの有効活用に向けた一層の努力が望ましい。</p>	<p>空スペースを貸し付けることにより、活用を図るとの方針に基づき、東京都及び関係団体に対して借り受けを要請すると共に、不動産業者3社に仲介を依頼している。</p> <p>これまでも年に数件の引き合いがあるが、事務室的利用にあっては、最寄駅から遠いこと及び窓がないこと、また、倉庫の利用にあっては、出入口が狭く段差があること及び小型のエレベーターのため効率的な荷捌きができないことが隘路になって、成約には至っていない。</p> <p>現在、賃料の引下げなど貸付条件を和らげ、借受先の開拓に努力している。</p>